

平成19年12月16日

日本ボーイスカウト茨城県連盟
各団 団委員長・隊長
地区委員長
地区正副コミッショナー 各位

日本ボーイスカウト茨城県連盟
理事長 竹本俊一
県コミッショナー 中島清行
(公印省略)

冬季の諸活動に向けて

三指 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、スカウティングへのご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各団におかれましては、冬季の諸活動の準備が進められていることと思います。冬季における野外プログラムにおいては危険予知を含めて十分な安全対策をした上での実施が求められております。平成17年より運用を開始しました、「日本連盟傷害共済制度」における事故の発生データを検証しましたところ、冬季の活動、特にスキー、スノーボード、スケート訓練実施時に事故が多く発生し、しかも骨折等の重傷事故に繋がっていることが判明しました。

この結果に基づき、昨年にも冬季の活動に向けての安全対策及び注意喚起をお願いいたしましたが、平成18年度の事故発生の中においても、依然冬場の事故（特にスキー、スノーボード、スケートでの事故）は減少していない状況です。

つきましては、冬季のスキー、スノーボード、スケート等における安全について、事前の準備訓練や実施時の安全対策・安全用具の着用（ヘルメット、プロテクター、手袋等）に十分に留意する等、必要十分な安全を確保した上での実施をお願いいたします。

これらの安全対策等につきましては、ラウンドテーブルや定形外訓練において、その知識・意識・技能等について、指導者に対する研修を実施しているところですが、すべての指導者が安全技能を十分に獲得しているわけではありません。団・隊におかれましては、この機会に、年間を通じた「資質向上のための研修」参加の計画を策定され、楽しく安全かつ充実したプログラムの提供に取り組まれますようお願いいたします。

つきましては、スカウト活動における安全等について、別紙のとおり留意すべき事項をご通知いたしますので、昨年に引き続き、貴地区、団指導者各位に周知くださるようお願いいたします。

また、今後ともあらゆる会合などの機会をとらえて、繰り返し安全意識の喚起と各部門の安全態勢を強化され、事故防止に対する万全の措置を講じられるよう、また併せてスカウト、指導者一人ひとりが個人としても健康管理を含めて安全等について自分で責任をもつ心構えの醸成にご協力いただくようお願いいたします。

弥栄

1. 安全について

スカウト活動における安全については、別紙2を参照の上、野外プログラム、特に水のプログラムにおいては危険予知を含めて、十分な安全対策・安全確保をした上での実施をお願いします。

近年、青少年による様々な事件が頻発している現況を鑑み、「ナイフ等の刃物」の携行や使用の機会が平常より多くなる夏季のスカウト活動にあたっては勿論のこと、日常生活において使用されるカッターナイフ等のことも含めて、別紙3を参照のうえ、各隊指導者はスカウトに対し「ちかい」と「おきて」、そしてスカウト精神の涵養の見地からご指導をお願いします。

また、これから冬の活動に向けて、焚火による火傷や火災、元朝詣り等夜間歩行時の交通安全、スキー・スケート時のケガ、野外活動時の準備運動不足によるケガ等、冬季の寒さ故の事故の発生が予測されます。冬季の野外プログラムの実施にあたって、その予防には十分な対策を講じられるようお願いします。

2. 飲酒・喫煙について

スカウト活動中（宿泊を伴う活動の場合はその全期間）の飲酒・喫煙はスカウト達に与える影響を考える時、厳につつしむべきことです。指導者等の、スカウトとの活動中における「飲酒の自粛」については、理事会やコミッショナー会議などの様々な機会を通じて既に要請しておりますが、実際にはまだまだ徹底されていないようです。

現在「飲酒運転」が重大犯罪とされるように、スカウトの保護者からの信頼を得て活動をする我々は、その信頼に応えるために、特に飲酒による安全確保・対策への遂行能力が損なわれることがあってはならないことを認識し、自粛を実践する意志を持つことが必要です。同時にスカウトに対し「ルールを守ることの大切さ」を説く我々指導者自身が率先して範を示すことが特に求められます。

冬季の諸活動においてもスカウトと共に活動する際にあたって、飲酒しないことを改めて強く要請します。

また、喫煙する場合は、スカウトの前で喫煙することのないよう、併せて要請します。

3. 指導者の安全対策について

平成 17 年度より運用を開始しました傷害共済制度においては、事故発生件数に占める指導者の割合が 20.9%と年を追うごとに発生率が高くなっております。

平成 17、18 年度 2 年分のデータ（総数 830 件）のうち、指導者の受傷は 171 件。およそ 2 割（21%）でした。また、全 830 件のうち、骨折、捻挫、脱臼、靭帯損傷、肉離れなど運動器系の外傷は 354 件（43%）で、そのうち指導者の割合は 103 件（29%）で、うち 52 件（51%）が骨折でした。また指導者の受傷年齢では 40～50 歳代が 66%で、ケガの半数が骨折ということとあわせ、突出した数字です。自身の体力・運動能力の低下への認識不足がその原因の一つと考えられます。

活動開始前に準備体操やストレッチを十分に行うことはもちろん、自らの体力や運動能力の限界を理解し、自分の年齢に応じた関わり方を考えなくてはなりません。

指導者の不足等のため、どうしてもやらざるを得ない、という状況も容易に想像できることですが、今一度、一人でも受傷者が減るように、少しでもケガの程度が小さく済むように指導者自身の安全対策を考えていただければと思います。スカウトの安全に加え指導者自らも事故を起こさない様、自己管理を徹底するようお願いいたします。

4. スキー、スノーボード、スケートの安全について

スキー、スノーボード、スケートの活動においては、一般的な安全対策に加え特に次の事項に留意ください。

- 1) 自分の体調や能力、地形や気象の状態、その他の状況に合わせたコースや滑り方に心がけ、自分の技術以上の斜面での滑降、スピードの出し過ぎ等が事故に繋がっているので注意すること。
- 2) 事故は、団体やグループで指導を受けている場合では少なく、指導者の目の届かない自由滑走時に多く発生している。以上を踏まえ、状況に応じ具体的な指示、指導を徹底し安全確保に努めること。

5. 県外旅行申請について

スキー等のスカウト訓練活動において、他の県に赴く場合には、事前に必ず「県外旅行申請書」を提出してください。

この県外旅行申請書は、旅行先で事故等が発生したときに、訪問地の県連盟が茨城県連盟に代わって事故への1次対応（救急対応、医療機関との連絡調整、報道対応、茨城県連との連絡等）をしていただくための重要なデータとなります。そのために事前に、旅行先の県連事務局に依頼と送付を行っているのです。単なる「旅行届」とは性格を大きく異にするものです。

以前、県内のある団が群馬県の施設に夏季キャンプに行ったとき、スカウトの乗ったバスとダンプカーが正面衝突という事故が発生しました。その際に、群馬県連盟の方々が直ちに駆けつけてくれまして、適切かつ手厚い対応をいただきました。

ボーイスカウトという組織において、その名称を使って活動をすることは、所属する団だけでなく、すべてのボーイスカウトの関係者に対しての責任を有することでもあります。また、この組織的な相互支援の精神（＝スカウトは兄弟である）はボーイスカウトならではのものです。皆様のご理解とご対応をよろしくお願いいたします。

「県外旅行申請書」は、県連ホームページの「事務局通信」→「県連資料」からダウンロードできます。

なお、「県外旅行申請書」は、旅行日の10日前までに、県連事務局に到着するようご送付ください（年末年始の期間 12/28～1/4、県連事務局は休業中です。他の県連も休業に入ると思われます。12/28～1/10 に県外に旅行される場合は、12/25 までにご提出ください。）

安全について留意すべき事項

1. 水のプログラム（川遊び、水泳等）を実施する際には、実施場所の事前及び直前の調査、十分な指導・監視態勢、また、水難救助の態勢を整えること。この態勢が整わない時は、水のプログラム（川遊び、水泳等）を実施しないこと。
 2. 室内、野外を問わず、スカウト活動における安全管理の原則を忠実に守ること。特に安全に関する各レベルでの指導者の担当を明確にするとともに、相互に連携を密にすること。
 3. 野外活動の場所・気象条件等の環境の事前調査、及び用具・資材等安全確認と万全の準備、並びにスカウトや指導者に対して安全に関する必要な知識や技能の事前研修や準備訓練を確実に行うこと。また、これらの実施記録は必ず残すこと。
 4. スカウトの年齢、知識、技能、体力に適合した、余裕のある計画をもってプログラムの実施に当たること。
 5. 指導者は、行事やプログラム活動中は、自己の健康管理について責任をもって実行し、スカウトの指導や対応にあたって判断に誤りがないようにすること。
 6. 指導者・スカウトともに、厳に「慣れ」を戒めること。
これまで事故に至らなかったが、幸いにして、ことなきを得たことも多いと思われる。このことが、これからも事故がないとの絶対的な保証にはならないことを銘記すること。
 7. 指導者には、プログラムの実施にあたって、状況に応じてその活動を中止する勇気と決断を下す責任があること（活動の中止により、予定されていない新たな行動《たとえばハイク途中での中止により、予定外の道を通って帰還する等》が発生する場合は、そこに新たな危険が発生する可能性があることを十分に認識し、その危険を推測し態勢を整えること。）
 8. 行事や野外プログラムなどの実施にあたっては、安全管理者を置いて、活動中における安全に関して常に十分な配慮をすること。
 9. 保険の加入（適用範囲と内容等）について、再度確認をしておくこと。
 10. 以下のような資料を参考にして、安全管理態勢を確立すること。
 - (1) ボーイスカウト安全入門
 - (2) コミッショナーハンドブック
 - (3) 団の運営と同委員会（第 8 章：スカウト活動と保険）
 - (4) 日本ジャンボリー・ベンチャースカウト大会等の安全管理ハンドブック
 - (5) 指導者訓練コースにおける安全管理ハンドブック
 - (6) スカウティング誌 平成 11 年 6 月号 “事故に学ぶ”
 - (7) スカウティング誌 平成 17 年 5 月号 “夏の野外で食べる！食品衛生の再確認”
 - (8) 野外活動の安全 Q&A (I・II)
 - (9) 野外を中心としたスカウト活動における応急手当
- 注：(1)～(7) 日本連盟発行図書・資料 (8) 大阪連盟発行図書 (9) 奈良県連盟発行図書

刃物類(ナイフを含む)の取扱いについて留意すべき事項

1. 安全上(使用上)の注意

- (1) 刃物は用途に適合した安全な使い方をする。
- (2) カブスカウトの工作等で使用するカッターナイフや小刀等についても同様の取扱いとする。
- (3) 使用上の諸注意については、スカウトのハンドブックやリーダーハンドブックを十分参考にして行う。
- (4) 自分以上に他の人への安全について十分な気配りをする。
- (5) 刃物の受け渡しについては、安全上の確認を行う。
- (6) 使用後は、サヤやケースのあるものは、その中に収納し、保管する。
- (7) 個人の物は、各人が責任をもって保管・管理し、班の備品となるものは班長のもと備品管理担当者を決め、保管または管理する(所持許可証はスカウトハンドブック 188 ページを参照)
- (8) 指導者訓練などの機会を通して、その指導の徹底をはかる。

2. 刃物の購入及び販売

- (1) スカウト活動上に必要な刃物(ナイフ・オノ・ナタ等)は、日本連盟スカウト用品カタログに掲載されているものを購入の際の基準規格とする。
- (2) 本人の技術・技能・能力を超えた機能があるものは購入しない(機能、刃の長さ等)。
- (3) 購入にあたっては、保護者及び指導者が関与する。
- (4) 販売にあたっては、加盟登録証の提示及び、団(隊)、氏名、住所などを記録として保管することとする。
- (5) その際、保護者、指導者の承認を確認する。

3. 刃物の所持

- (1) 銃刀法、軽犯罪法、青少年の保護育成条例等に基づく基準を超える物は所持しない。
- (2) 今後、上記の法律による規則や改正については指導者は十分な知識を持ち、スカウトや保護者に対して指導を行う。
- (3) 指導者訓練などの機会を通して、主旨を徹底する。

4. 刃物の携帯

- (1) スカウト活動のため(刃物を必要とする活動の場合のみ)であれば、日本連盟スカウト用品カタログに掲載されているナイフ・ナタ・オノ(およびそれに準ずる規格のもの)は携帯することができるが、スカウト活動以外のときは携帯しない。
- (2) 個人で所有している刃物は、学校等へは携帯しない。
- (3) スカウト活動で刃物を携帯するときは、リュックサックまたはハバザックなどに安全を確認して納める(飛行機を利用するときは、機内への持ち込みとはせず、別に預けるものとする)。

5. その他

- (1) 刃物の所持と携帯等については、別紙：ボーイスカウト大阪連盟発行“野外活動の安全 Q&A”の〈刃物の携帯と銃刀法〉を参照して適切な対応に心掛けてください。
- (2) 都道府県単位での“青少年保護育成条例”“青少年健全育成条例”等は、その条例内容に差異があり、特に「有害がん具」としての取扱いに相異が生じますので、各都道府県連盟において十分な対応をお願いします。